



子子第1403号
令和6年3月29日

各市町村長 殿

沖縄県子ども生活福祉部長

沖縄県
子ども
生活福祉
部長印

保育所施設の増改築、修繕、土地購入等に係る事前協議について（通知）

平素より保育行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、私立保育所に対する委託費の運用については、「保育所施設の修繕、増改築、土地購入等に係る事前協議について」（平成31年1月15日子子第1117号）により委託費の適正執行に御協力いただいているところですが、前期末支払資金残高を取り崩す場合の各施設における対応に関して「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号。以下「経理等通知」という。）と異なる取り扱いが見受けられることから、委託費については下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴管下各私立保育所に対し、周知していただきますようお願いいたします。

なお、この通知は令和6年4月1日から適用し、「保育所施設の修繕、増改築、土地購入等に係る事前協議について」（平成31年1月15日子子第1117号）は廃止します。

記

1 施設の増改築、修繕工事等を行う場合

(1) 1,000万円以上の増改築、修繕工事等

1,000万円以上の増改築、修繕工事等を行う場合は、様式1により知事に対し事前に協議を行うこと。

(2) 1,000万円未満の増改築、修繕工事等

1,000万円未満の増改築、修繕工事等については、所定の積立資産を取り崩して行う場合及び当年度委託費で修繕工事を行う場合は協議は不要ですが、積立資産、当年度委託費又は前期末支払資金残高（取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合を除く。）を目的外使用する場合は、様式1により知事に対し事前に協議を行うこと。

2 積立資産の目的外使用又は前期末支払資金残高を取り崩す場合（1の場合を除く。）

修繕積立資産を人件費に充てるなど各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、又は光熱水料等通常経費の不足分の補填などで前期末支払資金残高（取り崩す額の合

計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合、又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%を超えている場合で、当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人であり、経理等通知1(5)の要件を満たし、理事会の承認を得ている場合を除く。）を取り崩す場合（いずれも工事を伴わない場合。）は様式2により知事に対し事前に協議を行うこと。

3 保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩す場合

『「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について』（平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号）の（問8）5のとおり、施設整備が確実な場合に、市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整を済ませた上、様式3により知事に対し事前に協議を行うこと。

なお、協議文書は市町村長に提出し、市町村長は意見書を添えて、県へ進達すること。

4 委託費を土地の取得に要する経費に充てる場合（経理等通知別表2、別表3、別表4、別表5）

当分の間、3と同様の取扱いとする。

5 この通知に定めのないことについては、経理等通知によることとする。